

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

令和 4 年 7 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

令和 4 年度の各地方団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

- 消防団員の年額報酬等に係る算定関係
消防費における消防団員の年額報酬等に要する経費について、「標準額支払団員数」を用いた補正係数に関する規定を新設。
- 寒冷補正（積雪度）の級地見直し関係
寒冷補正（積雪度）の級地見直しに伴い、市町村の級地の改正や、級地が下がった団体における激変緩和措置を講ずる規定を整備。
- 東日本大震災関係
原発被災団体については、令和 4 年度算定から令和 2 年国勢調査を用いることとする 65 歳以上人口等の特例措置を継続するための規定を整備。
- その他所要の年次更新
それぞれの費（税）目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等を年次更新。

3. 施行期日

令和 4 年 7 月 26 日に公布・施行予定（普通交付税の額の決定日と同日）

普通交付税に關する省令(第9条)

<p>市町村</p>	
<p>一 消防費</p>	<p>十二 地域振興費</p>
<p>人口</p>	<p>人口</p>
<p>1 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。</p> <p>算式 $(B \times 673) / A$</p> <p>2 石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量は、その年の一月一日現在において消防庁長官が調査した数値とし、表示単位は石油の貯蔵・取扱量にあつては千キロリットル、高圧ガスの処理量にあつては十万立方メートル</p>	<p>4 都道府県の森林環境譲与税の讀与の基準となる人口(第二十九条の四において「都道府県讀与基準人口」という。)は、森林環境税法施行規則第三条に規定する各都道府県の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第二項の規定の適用を受ける都道府県については、当該規定による人口とする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下この表において「地位協定」という。)第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五五・九七〇を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三・一七一・六を乗じて得た数と自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に三・七三・一を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。</p>
<p>市町村</p>	
<p>一 消防費</p>	<p>十二 地域振興費</p>
<p>人口</p>	<p>人口</p>
<p>1 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。</p> <p>算式 $(B \times 670) / A$</p> <p>2 石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量は、その年の一月一日現在において消防庁長官が調査した数値とし、表示単位は石油の貯蔵・取扱量にあつては千キロリットル、高圧ガスの処理量にあつては十万立方メートル</p>	<p>4 都道府県の森林環境譲与税の九月讀与の基準となる人口(第二十九条の四において「都道府県九月讀与基準人口」という。)は、森林環境税法第二十九条及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各都道府県の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第二項の規定の適用を受ける都道府県については、当該規定による人口とする。</p> <p>5 都道府県の森林環境譲与税の三月讀与の基準となる人口(第二十九条の四において「都道府県三月讀与基準人口」という。)は、当該都道府県内の市町村の項第十三号八に規定する市町村ごとの人口の合計数とする。</p> <p>密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下この表において「地位協定」という。)第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五四・一五二を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三・〇六八・六を乗じて得た数と自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に三・六一・〇を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。</p>

<p>二 下水人口 道費</p>	<p>1 密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。</p> <p>算式</p> $\begin{aligned} & (B \times \frac{5.41}{21.68} + C \times \frac{10.81}{20.27} + D \times \frac{15.41}{20.98} + E \times \frac{21.89}{22.92} \\ & + F \times \frac{21.68}{31.36} + G \times \frac{20.27}{15.05} + H \times \frac{20.98}{29.16} + I \times \frac{22.92}{23.83} \\ & + J \times \frac{31.36}{17.25} + K \times \frac{15.05}{26.65} + L \times \frac{29.16}{26.65} + M \times \frac{23.83}{26.65} + N \times \frac{17.25}{26.65} + O \times \frac{26.65}{26.65}) \div A \end{aligned}$ <p>〔略〕</p>	<p>1 トルとする。</p> <p>3 密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。</p> <p>算式</p> $\frac{58.024 \times B - 27.735 \times A \times C \times D / 100,000}{11.5 \times A}$ <p>58.024 × B が 27.735 × A × C × D / 100,000 に 2 を乗じて得た数を超える場合は 58.024 × B を 27.735 × A × C × D / 100,000 × 2 とし、58.024 × B が 27.735 × A × C × D / 100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 58.024 × B を 27.735 × A × C × D / 100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、58.024 × B、27.735 × A × C × D / 100,000、11.5 × A 及び 27.735 × A × C × D / 100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。</p> <p>算式の符号</p> <p>A 測定単位の数値 B 当該市町村の標準額支払団員数 C 段階補正係数 D 密度補正係数</p> <p>4 標準額支払団員数は、「令和四年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和四年三月二十四日付け消防地第二百三十一号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。</p>
<p>二 下水人口 道費</p>	<p>1 密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。</p> <p>算式</p> $\begin{aligned} & (B \times \frac{5.16}{19.61} + C \times \frac{10.22}{19.36} + D \times \frac{14.09}{19.61} + E \times \frac{20.18}{20.96} \\ & + F \times \frac{19.61}{30.04} + G \times \frac{19.36}{14.42} + H \times \frac{19.61}{27.04} + I \times \frac{20.96}{22.83} \\ & + J \times \frac{30.04}{16.22} + K \times \frac{14.42}{26.14} + L \times \frac{27.04}{26.14} + M \times \frac{22.83}{26.14} + N \times \frac{16.22}{26.14} + O \times \frac{26.14}{26.14}) \div A \end{aligned}$ <p>〔同左〕</p> <p>〔2 同上〕</p>	<p>1 トルとする。</p>